しんとつかわ
障がい福祉プラン

第１期（令和６年度～令和11年度）

令和６年３月

新 十 津 川 町

【　目　次　】

第１章　計画の概要

１　計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
３　計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第２章　障がい福祉の現状

１　障がいのある人の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
２　サービスの利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

第３章　計画推進のための具体的な取組

１　理解と支え合いによる意識づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
（１）広報・啓発及び交流活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
（２）ボランティア活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
２　安心して暮らしていくための支援体制づくり・・・・・・・・・・・・・・　11
（１）相談・情報保障の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
（２）生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
（３）保健・医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
３　ライフステージに応じた環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
（１）教育・療育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
（２）就労支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
４　すべての人にやさしいまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
（１）生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
（２）防災・防犯対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18

第４章　目標数値

１　福祉施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・　20
３　地域生活支援拠点等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
４　福祉施設から一般就労への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
５　障がい児支援の提供体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
６　医療的ケア児等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
７　相談支援体制の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
８　障害福祉サービス等の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23

第５章　サービス量の見込みとその方策

１　サービスの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
２　訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25

３　日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
４　居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
５　計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・・・・・・・・・・・・・ 28
６　障がい児支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
７　発達障がい者等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
８　地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第６章　計画の推進管理

１　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
２　協議会・総合相談窓口の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
３　北海道等関係機関との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
４　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第１章　計画の概要

１　計画策定の目的

この計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第３項の規定に基づき、国及び北海道が定める「障害者基本計画」を基本に、本町における障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標の趣旨について定める「市町村障害者基本計画」として、あわせて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：最終改正令和５年子ども家庭庁・厚生労働省告示第１号）に即し、障がい福祉サービスの提供体制の確保及び業務の円滑な実施を図るため、「障害児福祉計画」を包含し、「市町村障害福祉計画」として、策定するものです。

計画策定にあたっては、国及び北海道の指針及び計画に即して策定することとされており、今回、北海道では、「障害者基本計画」及び「障害福祉計画」について、施策を一体的に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目標として統合し「第１期ほっかいどう障がい福祉プラン」を策定することとなったことから、本町も北海道に準じ、２つの計画を統合して、「第１期しんとつかわ障がい福祉プラン」とし、障がい者施策を総合的に推進し、障がい福祉の向上を図ることを目指します。

なお、計画の策定にあたっては、住民の意見を反映するため、総合行政審議会住民生活部会において、計画の内容を審議し、策定します。

◆障害者基本法

> 第11条３項
> 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◆障害者総合支援法

> 第88条
> 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
> 第88条第６項
> 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第１項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

◆児童福祉法

第33条の20
　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児計画」という。）を定めるものとする。

◆「障害」の表記について◆
　現在、全国的な傾向として「障害」の「害」の字をひらがなに改め「障がい」と表記する自治体が多くなっています。本町では、国の法制度等において漢字を使用した「障害」の表記については「障害」と表記し、それ以外については、ひらがなの「障がい」と表記しています。

２　計画の位置づけ

　この計画は、「新十津川町総合計画」、「新十津川町地域福祉計画」をはじめ、「新十津川町高齢者保健福祉計画」、「健康プラン新十津川」、「新十津川町子ども・子育て支援事業計画」等の各種関連計画との調和を保ち整合性のある計画とします。
　なお、本計画は、平成 27 年9月に国連サミットで採択され「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。“誰一人取り残さない”という基本理念のもと取組の推進を行います。

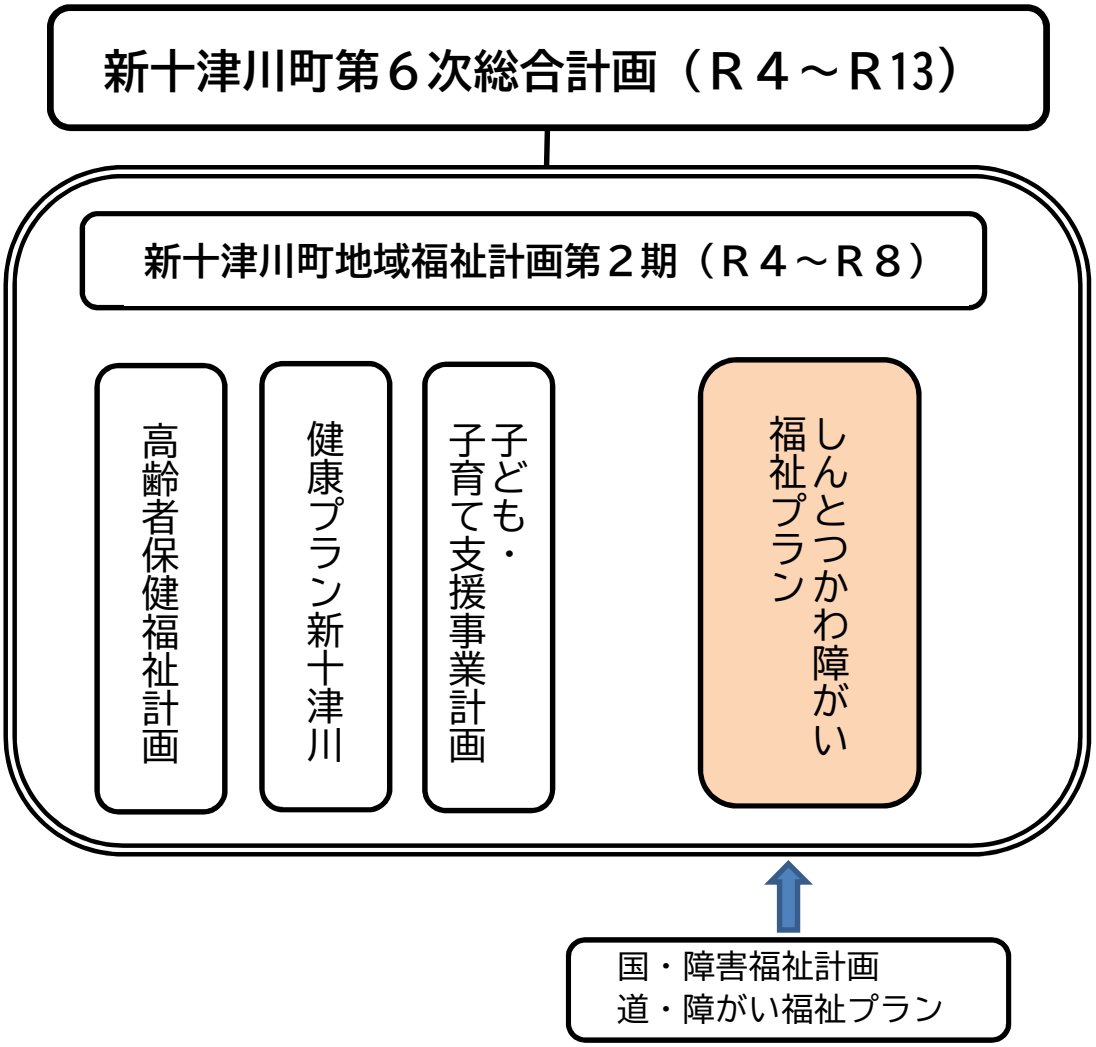

３　計画期間

しんとつかわ障がい福祉プランは、障がい者施策の総合的な展開・推進を図るための基本的な方向性、具体的な取組及びサービス内容を定め、令和６年度から令和11年度の６年間を１期計画とし、３年で中間見直しを図ります。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="6">年　度</td></tr>
<tr><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>R10</td><td>R11</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上位計画</td><td>総合計画
Ｒ４～R13年度</td><td colspan="6">第６次計画</td></tr>
<tr><td>地域福祉計画
Ｒ４～Ｒ８年度</td><td colspan="3">第２次計画</td><td colspan="3">第３次計画</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>障がい計画</td><td>障がい福祉プラン
Ｒ６～R11年度</td><td colspan="6">第１期計画　（Ｒ８年度に中間見直し）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>高齢者計画</td><td>高齢者保健福祉計画
Ｒ６～Ｒ８年度</td><td colspan="3">第９期計画</td><td colspan="3">第10期計画</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">関連計画</td><td>子ども・子育て支援事業計画　Ｒ２～Ｒ６年度</td><td>第２期計画</td><td colspan="5">第３期計画</td></tr>
<tr><td>健康プラン新十津川
Ｒ６～R17年度</td><td colspan="6">第３期計画</td></tr>
</table>

第２章　障がい福祉の現状

１　障がいのある人の現状

現在、障がいに係る手帳保持者の状況は次のとおりです。

（１）身体障がい者

ア　障がい部位及び障がい程度

身体障害者手帳交付者は、令和５年９月末現在で、316人となっています。第５期新十津川町障がい福祉計画期間の最終年である令和２年９月末と比較すると、３年間で36人減少しています。

障がい種別でみると、肢体不自由が53%と最も多く、次いで内部障がい33%となっています。

また、手帳の等級別では、１級が29%と最も多く、次いで４級が25%、２級が15%と多くなっています。

単位：（人）

種別＼級	1	2	3	4	5	6	合　計
視覚	4（4）	7（6）	0（0）	1（1）	1（1）	2（2）	15(14)
聴覚	0（0）	5（5）	3（2）	11(9）	0（0）	8（12）	27(28)
音声・言語・咀嚼	1（0）	0（0）	1（2）	1（1）	0（0）	0（0）	3（3）
肢体不自由	24(33)	33(41)	29(42)	41(55)	24(27)	15(18)	166(216)
内部障がい	63(62)	3（1）	13(10)	26(18)	0（0）	0（0）	105(91)
合　　計	92(99)	48(53)	46(56)	80(84)	25(28)	25(32)	316(352)

※　令和５年９月末現在（カッコ内は令和２年９月末の数値）

◆　身体障がい者手帳の級別

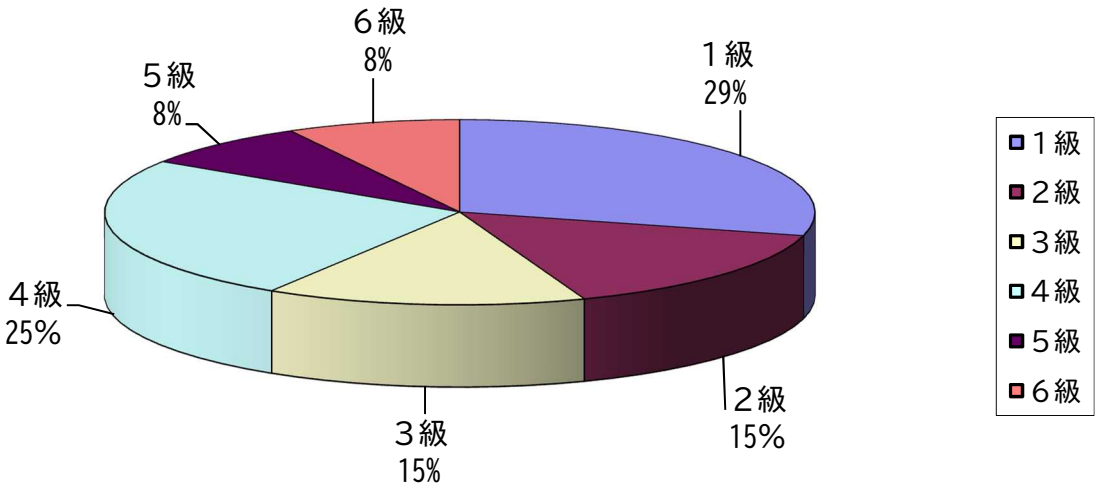

イ　年齢別の障がい程度

身体障害者手帳交付者を年齢別にみると、70歳以上が全体の約73%を占め、高齢者の手帳所持者が多い状況です。

単位：（人）

級／歳	1	2	3	4	5	6	合　計
0-9	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
10-19	0（1）	2（1）	0（0）	0（1）	0（0）	0（0）	2（3）
20-29	3（3）	0（1）	0（0）	1（1）	1（0）	0（0）	5（5）
30-39	2（2）	2（2）	1（1）	1（1）	0（0）	0（0）	6（6）
40-49	6（5）	0（2）	0（2）	0（2）	0（0）	0（0）	6（11）
50-59	5（8）	7（8）	4（5）	5（3）	1（1）	4（4）	26(29)
60-69	8（12）	8（5）	4（7）	10(10)	4（7）	5（7）	39(48)
70-79	29(30)	9（7）	14(17)	19(23)	9（10）	5（8）	85(95)
80-89	30(29)	13(18)	17(19)	30(33)	8（8）	10(10)	108(117)
90-	9（9）	7（9）	6（5）	14(10)	2（2）	1（3）	39(38)
合　計	92(99)	48(53)	46(56)	80(84)	25(28)	25(32)	316(352)

※　令和５年９月末現在（カッコ内は令和２年９月末の数値）

◆　年齢別交付状況

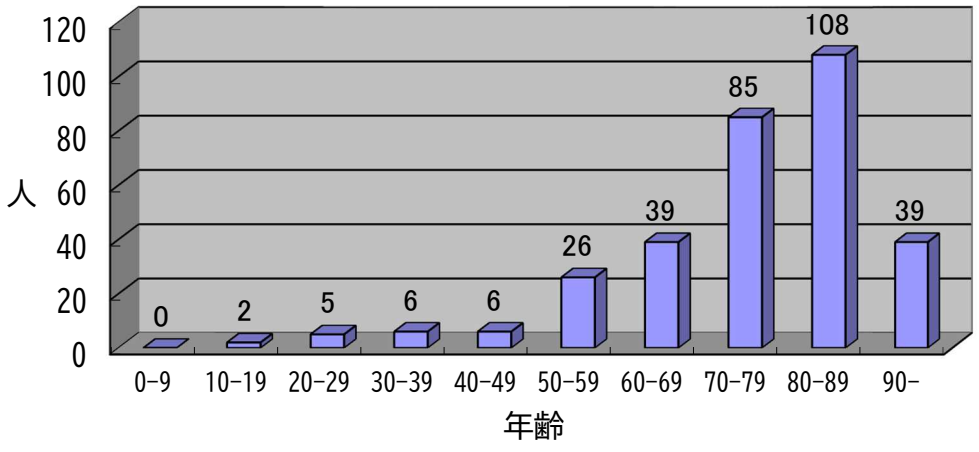

（２）知的障がい者

療育手帳の交付者は、令和５年９月末現在で94人となっており、令和２年９月末現在と比較すると３年で12人増加しています。

単位：（人）

区　分	18歳未満	18歳以上	合　計
A	４（１）	20（15）	24（16）
B	28（25）	42（41）	70（66）
合　計	32（26）	62（56）	94（82）

（令和５年９月末現在）

※　カッコ内は令和２年９月末の数値

※　区分の「A」は知能指数（ＩＱ）が概ね35以下の重度で、「B」はＩＱが概ね36から75の中度及び軽度です。

（３）精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の交付者は、令和５年９月末現在で46人となっており、令和２年９月末現在と比較すると３年間で１人増加しています。

級	人数（人）
１級	３（４）
２級	23（29）
３級	20（14）
合計	46（47）

（令和５年９月末現在）

※　カッコ内は令和２年９月末の数値

◆自立支援医療費（精神通院医療）の受給者数

自立支援医療費（精神通院医療）	124人（110人）

（令和５年９月末現在）

※　カッコ内は令和２年９月末の数値

※　自立支援医療費（精神通院医療）とは、精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。

２　サービスの利用状況

（１）障害福祉サービス

利用実人数は、令和２年と比較すると６人増えています。　　単位：（人）

区分	サービス名	支給決定数	実人数	全体実人数
児童	短期入所	２（１）	50（45）	133（127）
	児童発達支援	17（24）		
	放課後等デイサービス	33（21）		
	計画相談	50（45）		
大人	居宅介護（ホームヘルプ）	６（７）	83（82）	
	重度訪問介護	１（０）		
	行動援護	２（２）		
	同行援護	１（０）		
	療養介護	８（８）		
	生活介護	24（28）		
	短期入所	５（５）		
	施設入所支援	10（14）		
	就労移行支援・就労継続支援	42（38）		
	自立訓練（生活訓練）	０（２）		
	グループホーム	38（32）		
	計画相談	83（82）		

※ 令和５年９月末現在（カッコ内は令和２年12月末の数値）

（２）地域生活支援事業

利用実人数は、令和２年と比較すると３人減少しています。 単位：（人）

区分	サービス名	支給決定数	実人数	全体実人数
児童	日常生活用具給付事業	０（０）	０（１）	46（49）
	移動支援事業	０（１）		
	日中一時支援事業	０（０）		
大人	日常生活用具給付事業	33（34）	46（48）	
	移動支援事業	１（３）		
	日中一時支援事業	２（１）		
	訪問入浴サービス事業	０（０）		
	地域活動支援センター事業	10（10）		

※ 令和５年９月末現在（カッコ内は令和２年12月末の数値）

第３章　計画推進のための具体的な取組

第２期新十津川町障がい者基本計画の策定において、すべての人がそれぞれの望む生活や自主的に参加していける社会づくり、住み慣れた地域でこれからも暮らしていけるような町を目指すため定めた基本理念「支えあい　ともに暮らそう　笑顔あふれるしんとつかわ」を継続します。実現に向けて、次の４つの柱の基本方針を基に、取組んでいきます。

理解と支え合いによる意識づくり

障がいのある人が身近な地域で生活していくためには、誰もがともに生活できる地域づくりが必要です。そのためには、町民の障がいそのものに対する理解や障がいのある人への理解を深めていくことが大切です。

こうした意識を高めていくため、広報・啓発をはじめ、交流やふれあいの機会などで、子どもの頃からの人権や福祉に関する教育などを推進します。

安心して暮らしていくための支援体制づくり

障がいのある人が自分らしい生活を安心して送ることができるためには、地域や社会全体で支えていくことが大切です。

そのために、安心して地域生活が送れるよう様々な問題や課題などを考え、自ら取り組んでいけるような相談支援体制の整備及び関係機関との連携強化に努めます。

ライフステージに応じた環境づくり

障がいのある人一人ひとりが生きがいをもって生活できることが大切です。

そのために、ライフステージに応じて、持てる力を十分に発揮できるよう保健、医療、療育、保育、教育、就労などの関係機関との連携を図り支援体制の充実に努めます。

すべての人にやさしいまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくために、道路、公共交通機関、公営住宅等の建築物などのバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすいよう各種施設整備に努めます。

一方、障がいのある人が災害や犯罪などの被害に巻き込まれないような体制づくりに努め、安全で安心なまちづくりを推進します。

施策の体系

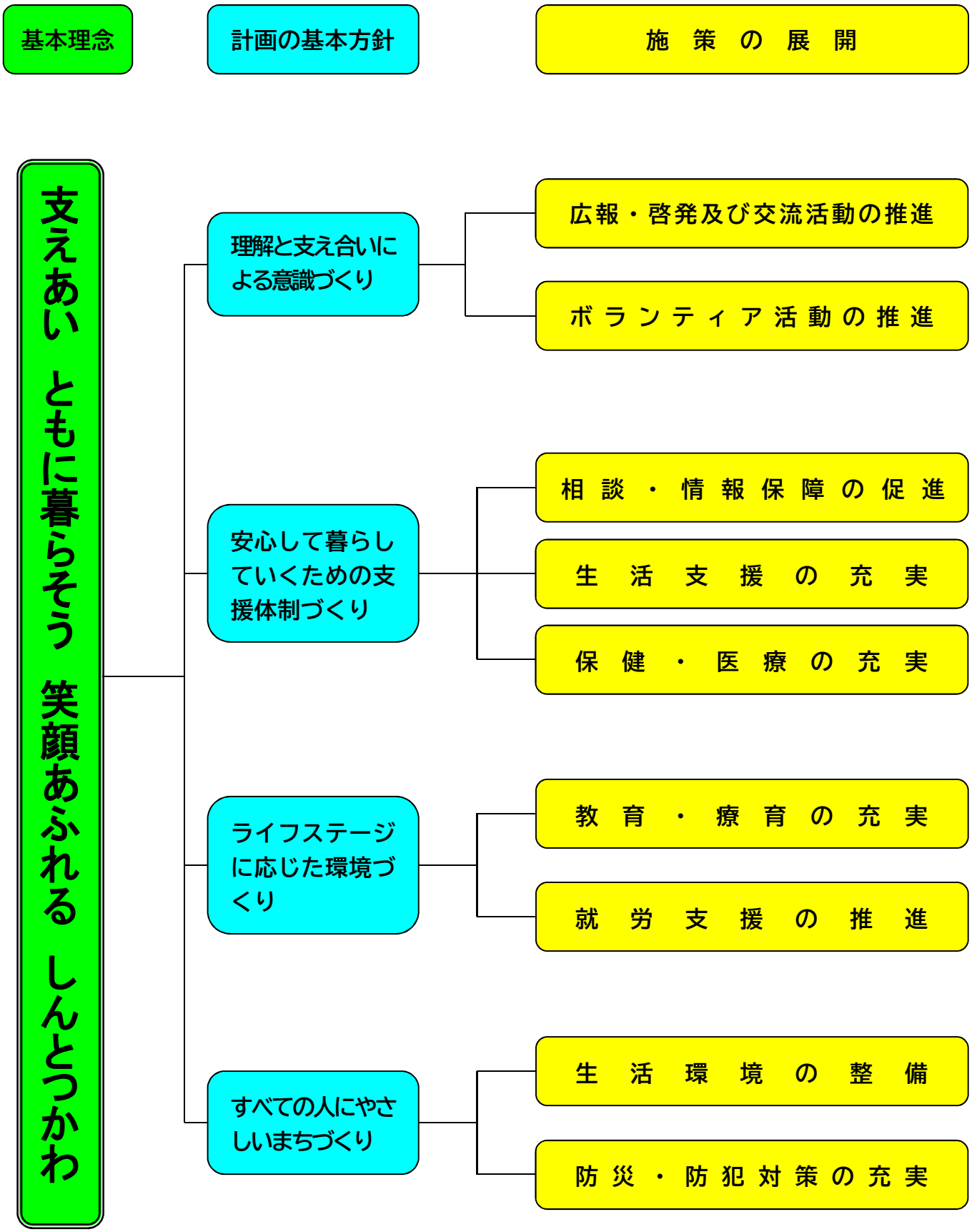
基本理念
計画の基本方針
施　策　の　展　開
支えあい　ともに暮らそう　笑顔あふれる　しんとつかわ
理解と支え合いによる意識づくり
広報・啓発及び交流活動の推進
ボランティア活動の推進
安心して暮らしていくための支援体制づくり
相談・情報保障の促進
生活支援の充実
保健・医療の充実
ライフステージに応じた環境づくり
教育・療育の充実
就労支援の推進
すべての人にやさしいまちづくり
生活環境の整備
防災・防犯対策の充実

1　理解と支え合いによる意識づくり

（１）広報・啓発及び交流活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人をはじめ、誰もが住みよい平等な社会をつくっていくためには、障がいについて正しい知識を広め、そして障がいのある人に対する理解を深めていくことが重要です。

本町では、障がいのある人に対する啓発・啓蒙活動として、広報紙への障がい福祉に関する情報記事の掲載や関係福祉施設等の行事ＰＲなどの取組により地域住民の障がい福祉への理解の促進を図っております。現状としては、各事業所における地域交流の取組みにより障がい及び障がい福祉について理解がされてきていますが、精神や発達障がいへの理解が不十分な状況にあります。

今後においては、障がいのある人とのふれあいや交流を促進するとともに、様々な機会における啓発・広報活動の充実が求められます。

また、障がいがある人もない人も平等に生活できる社会をつくるため、平成28年４月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が、令和３年５月の法改正により令和６年４月１日から、事業所による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

【施策展開の方向】

ア　広報・啓発活動の推進

「障害者の日」「障害者週間」「人権週間」等を中心に行事等の啓発活動を推進し、町の広報紙やホームページ等の効果的な活用を図り、より多くの町民に対し、障がいに関する理解の促進を行い、また、障害者差別解消法の趣旨、目的等に関する広報、啓発活動等を行い人権尊重意識の醸成を図ります。

イ　交流・ふれあいの推進

障がいのある人、高齢者及び地域住民などが共に支え合いながら暮らすことのできる共生型の地域づくりを社会福祉協議会及び身障福祉協会と連携を図り、障がいのある人の主体的な地域づくりへの参加を促進します。

ウ　福祉教育等の推進

事業所や障がい者団体との連携により、教育委員会及び小中学校の協力のもと、障がいのある人が抱える社会的な課題や障がい者福祉の理念などの理解を深める福祉教育を推進します。

エ　差別解消の推進

障害者差別解消法の趣旨、目的等に関する広報、啓発活動等を行うとともに、障がい特性に応じた対応や適切な配慮ができるよう、ガイドラインに基づき推進します。

（２）ボランティア活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人が身近な地域で自立した生活が送れるよう、地域でのきめ細かな支援体制を整備することが必要です。

ボランティア活動については、社会福祉協議会のボランティアセンターが主体となり、当該団体への活動支援が行われています。

現状としては、高齢化やなり手不足により活動が困難になっている中、ボランティアセンターにおける介護予防サポーターの育成やＮＰＯ法人による有償ボランティアサービス事業などの取組みもされています。

今後も地域での支援体制の整備に向け、社会福祉協議会と連携を図りながら地域福祉活動、ボランティア活動を推進していくことが求められます。

【施策展開の方向】

ボランティア活動を支えていくために、活動支援の拠点として社会福祉協議会ボランティアセンターを中心にボランティア団体の支援や既存団体へのボランティア活動の意識の高揚を図っていきます。

また、地域福祉活動として社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携を図りボランティア活動を推進します。

２　安心して暮らしていくための支援体制づくり

（１）相談・情報保障の促進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、障がいのある人やその家族、介護者などが抱える様々な問題の解決に向けて、身近な地域で相談ができ、適切な支援へとつなげていく相談支援体制や必要な情報が得られるよう、情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保が求められてきています。

本町では、保健福祉課窓口での相談はもとより基幹相談支援センターが相談の中核機関として体制を整えています。同センターでは相談支援専門員等が障がいのある人やその家族からの相談を受け、さまざまな抱える課題に対してともに考え、自ら取り組んでいくことを支援しています。

このような基幹相談支援センター、社会福祉協議会及び地域相談員の活動等との連携をより強化し、総合的な支援体制を地域でつくっていく必要があります。

【施策展開の方向】

ア　相談支援体制の強化と相談関係機関との連携

基幹相談支援センターが地域における相談の中核となるよう、認知度向上を図るとともに、様々な障がいのある人たちのニーズに対する相談体制の充実を今後においても維持・強化を図ります。

また、障がいのある人やその家族が抱える総合的な課題を把握し適切な保健、医療及び福祉サービス等につなげ、関係機関との連携の強化・充実に努めます。

イ　社会参加の促進

グループホームに入所しながら地域の構成員として町内会の役員や地域活動に参加するケースが徐々に広がってきています。今後も、障がい者が地域活動をはじめ、さまざまな社会活動への参加意欲の向上に努めます。

ウ　コミュニケーション手段の確保

コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障がいのある人に対する手話通訳者等の派遣体制の整備を図ります。

また、視覚障がい、聴覚障がい及び知的障がいなど障がいの状況に応じた情報発信、意思疎通支援及びコミュニケーション環境の整備に努めます。

（２）生活支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人の地域生活を支えるためには、利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、福祉サービスの充実を図っていくことが必要です。

本町では、在宅におけるサービスを充実させるべく、日中支援や移動支援など障がいの個々のニーズにあったサービスを提供し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう地域生活支援事業を実施しています。

また、日常生活支援や権利擁護などの地域生活支援事業の充実に努めます。

さらには、多様なサービス、活動に関する情報提供の充実や障がいのある人の生きがいづくりを支援し、障がいのあるすべての人に対して豊かな地域生活の実現に向けた体制の確立に努めることが大切です。

また、多くの人たちとの交流やふれあいなどを通じて自己実現を図り、健康で生き生きとした生活が送れるようスポーツ、レクリエーションや文化活動の場の提供などの整備が必要です。

【施策展開の方向】

ア　障がい福祉サービスの充実

自立支援給付、地域生活支援事業、補装具費の支給等のサービス内容の充実を図るとともに効果的かつ適切なサービス提供が行えるよう取り組んでいきます。

また、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業、居宅介護等の在宅サービスを障がいの区別なくニーズに応じて利用できるよう充実した量及び質の提供に努めます。

イ　権利擁護の推進・虐待防止

障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、権利を尊重するため権利擁護の推進、障がいのある人に寄り添った虐待防止に向けて取組み、社会的障壁を除去するために合理的配慮を提供し促進を図るよう情報提供を行います。

ウ　意思決定支援の推進

それぞれの障がいの状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものであることから、実情や態様に応じて意思決定支援に関する創意工夫を図るとともに、支援にあたっての課題や事例等を自立支援協議会において協議し質の向上に努めます。

エ　成年後見制度の活用促進

障がいがあることにより財産の管理や日常生活を支える必要がある人が、支えの必要がない人と等しく、本人らしい生活を継続できるよう成年後見制度の活用推進に向け、相談支援や後見人支援等についての体制を町内の関係機関と協議し整備に努めます。

オ　地域生活支援拠点の充実

障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、居住支援のために必要な機能である、相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、専門的人材の確報・養成及び地域の体制づくりを、本町においても令和５年10月５日付けで整備しました。今後は、運営や機能の充実にあたり自立支援協議会において十分に検討を行い推進に努めます。

カ　福祉用具の普及促進と利用支援

相談窓口において、福祉用具に関する情報提供ができるよう整備します。

特に専門的な相談に対応していくため、情報提供機関や相談機関との連携体制を構築します。

キ　スポーツ、文化芸術活動の振興

障がいのある人自身の多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境の整備を行います。また、障がい者スポーツ大会やイベント等への参加を支援します。

（３）保健・医療の充実

【現状と課題】

健康で心豊かに生活できることは、誰もが望んでいることです。健康に生活するためには、保健・医療の充実を図っていくことが重要です。

本町では、妊産婦、乳幼児、成人に対する健康診査や健康相談を実施することで、疾病の早期発見や早期治療を図り、乳幼児に関しては、早期療育につながるように支援をしています。

また、身体面や精神面の健康相談を実施し、健康づくりに関する保健指導やメンタル不調の早期発見・早期治療に向けての相談支援を実施しています。

障がいのある人やその家族に対しては、保健師や栄養士による家庭訪問や相談により、必要な情報提供を行い、専門機関での治療につなげています。

今後も健康診査や健康相談等により適切な情報提供を行い、個々の状況に応じた対策を講じていく必要があります。また、障がいの重複化や多様化への対応に向け、相談支援体制の充実が重要です。

【施策展開の方向】

ア　保健事業の充実

（ア）健康診査事業の推進

妊産婦、乳幼児及び成人に対する健康診査を実施することで、疾病の早期発見や早期治療ができるように支援します。乳幼児に関しては、関係機関と連携を図り、早期治療につながるように支援していきます。

また、妊産婦に関しては、妊婦一般健康診査費用等の助成や産後うつ予防のための事業を推進します。

（イ）健康相談・健康教育の推進

妊産婦健康相談では、正常な妊娠経過と出産に向けた支援を行い、低出生体重児の発生予防や産後うつの予防対策等を推進していきます。

乳幼児健康相談・健康教育では、保護者が子どもの発達段階に応じた育児を実施することができように支援します。また、発達の遅れがある場合は、関係機関と連携し、早期療育につながるように支援します。

成人健康相談・健康教育では、生活習慣病予防や精神面の健康相談を実施することで、必要な情報提供を行い、専門機関等での治療や生活改善につながるように支援します。

イ　適切な保健医療サービスの充実

（ア）医療、医学的リハビリテーション

医療機関等との連携を強化し、適切な医学的リハビリテーションが受けられる体制の充実を図り、障がいが原因となる疾病などの予防・治療が可能なものについては医療サービス等の情報提供に努めます。

（イ）適切な保健サービス

障がいがある人の健康の保持・増進のほか精神疾患、高次脳機能障害及び難治性疾患等に対する保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制を検討し充実を図ります。

（ウ）医療的ケア児等支援

医療的ケア児等とその家族が身近な地域において安心して生活することができるよう、充実した支援体制を関係機関と連携を図ります。

ウ　精神障がいのある人や難病患者の方などの福祉の充実

（ア）精神障がいのある人への支援

関係機関（保健所、医療機関、サービス事業所等）や家族などとの連携を通じ、精神障がいのある人のニーズの把握に努め、その状況や状態に応じた支援施策の検討を行います。

（イ）相談支援体制の充実

精神障がいのある人やその家族等の不安や悩みを少しでも解消できる相談機関と連携し、円滑な支援体制の構築を図ります。

（ウ）難病患者などへの支援の充実

身体状況等に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう、相談体制の強化や地域生活支援事業の充実を図ります。

3　ライフステージに応じた環境づくり

（1）教育・療育の充実

【現状と課題】

障がいのある児童等が身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた療育を受けられるよう、教育、保健、医療、福祉などの関係機関との連携を進め、療育及び教育体制の充実が求められています。

本町では、障がいのある児童等の学校教育について、関係機関との連携を確保し適切な教育支援を行うため「特別支援教育連携協議会」を設置し、円滑な支援体制の充実を図っています。令和５年度は、小学校５学級、中学校３学級の特別支援学級が編成され、一人ひとりの障がいの程度に沿った教育を進めています。

また、障がいの有無に関わらず、すべての児童等が共に教育を受けることができる環境づくりや柔軟に学びの場を選択及び変更できるインクルーシブ教育システムの構築が必要です。

【施策展開の方向】

ア　児童発達支援事業の充実

児童が利用する児童発達支援事業所と保育園・幼稚園・学校等の関係機関と連携を図り、サービスが効果的に提供できるよう充実を図ります。

イ　障がいのある児童生徒の教育支援・保育の充実

専門的な機関と連携を図りながら障がいのある児童に対して、集団の中で豊かな人間形成を図ります。

また、特別支援教育に係る研修の充実を図り、教員や保育士の資質向上に努めるとともに、障がいの程度や発達段階などに応じた教育内容や指導方法の改善を図ります。

ウ　発達障がいのある児童に対する支援

関係機関との連携を深め、自閉症や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、発達障がいの早期発見に努めるとともに、障がいの状態に即したきめ細かな支援について関係機関との連携を図ります。

エ　自立・進路相談

学校やハローワーク等の関係機関と連携を図り、個々の希望や障がいの特性等に応じた進路指導の充実を図るとともに、相談機関等と連携を深め、相談支援体制の強化を図ります。

（２）就労支援の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立した生活を送っていくためには、就労をして職業的な自立を図ることが非常に大切です。就労は、単に自立生活の手段を得るにとどまらず、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにつながり、障がいのある人の生活の質の向上に大変重要なものとなります。

そのため、障がいのある人の雇用の促進については、それぞれの意思や能力に応じた仕事が選択できるよう職業相談や指導体制の充実を図るとともに福祉的就労から一般就労への移行を進めていくため、就職した後の継続的な就労支援や離職後の再訓練など、障がいのある人一人ひとりの状況にあわせた支援が行えるようフォローアップ体制を整えることも大切です。

しかし、就労を希望する障がいのある人を取り巻く雇用情勢は依然厳しい状況にあります。このような中で、障がいの程度や種別、年齢にかかわらず、本人の意欲や障がいの特性等に応じた多様な働き方が可能となるような体制づくりが求められており、福祉的就労の底上げなど多様な就労の場の整備も必要です。

【施策展開の方向】

ア　雇用の啓発

町内及び近隣市町の民間事業所や地方公共団体における障がい者雇用の促進に努めるとともに雇用意識の高揚や障がい者雇用助成制度等の周知などを行い、障がいのある人の雇用の促進に努めます。

イ　雇用の促進

障がいのある人の雇用に関する関係機関と連携を強化し、就業面と生活面における一体的な支援を行う就労支援ネットワーク等を活用し推進を図ります。

ウ　職業訓練の充実

障害者能力開発校における職業訓練や就業支援など、障がいのある人の就業を促進するための情報提供を行います。

エ　福祉的就労の場の充実

町内に就労継続支援Ａ型事務所が開所したことにより、以前より福祉的就労の場が充実してきています。今後も障がいの特性を踏まえた取組や事業展開を促進し、障害福祉サービス事業所等における就労の場の確保に努めます。

オ　就労施設等の製品の展示、販売の促進

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の制定に伴い、公機関の物品やサービスの調達を障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することが推進されたことにより、町は毎年度、目標を設定し障がい者就労施設等の製品の展示、販売の促進に取組ます。

４　すべての人にやさしいまちづくり

（１）生活環境の整備

【現状と課題】

国においても「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の法に基づき整備が進んでいますが、積雪・寒冷といった北海道の地域特性などを踏まえ、障がいのある人のみならず、すべての町民が安全で快適に生活ができる福祉のまちづくりを推進し公共施設などのバリアフリー化を図る必要があります。

本町では、国に準拠し、安全で安心して暮らせる住宅建設を推進しています。また、不特定多数が利用する公共施設についても整備は順次されてきていますが、古い施設では一部未整備な部分も存在しています。

今後、障がいのある人のニーズを踏まえながら、建築物・道路・交通などの整備を進め、地域で安心、快適に暮らすことができるよう生活環境の整備を推進することが大切です。

【施策展開の方向】

ア　住まいの整備

住宅改修に対する相談体制を整えるとともに、障がいのある人の在宅での生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すりなどの日常生活用具の利用を促進します。

イ　公共施設等の整備促進

障がいのある人が安心して施設を利用できるように公共施設をはじめとする民間施設等の建設物、道路、交通機関、公園等の生活環境整備の促進を図り、障がい者や高齢者等に配慮されたまちづくりに取り組みます。

ウ　移動支援対策の充実

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、移動支援としてタクシー料金の一部助成を行い、在宅福祉の増進を図ります。

（２）防災・防犯対策の充実

【現状と課題】

障がいのある人をはじめ、誰もが安全に安心して暮らすためには、地震、水害や火災などへの防災・防火対策などが重要となっており、災害時などに特に援助が必要な人への配慮は大きな課題となっています。

本町では、防災意識の向上として「洪水ハザードマップ」「地震防災ハザードマップ」などを全戸に配布し、洪水、地震による被害予測、防災知識を普及、啓発しています。

また、町ホームページによる防災情報も発信しています。

災害時には、障がいの特性に応じた適切な支援が受けられる地域の体制づくりが必要であり、住民間の自主防災組織の育成が不可欠となっています。今後、自主防災組織とともに避難などを支援できる体制づくりが必要となります。

また、近年、障がいのある人や高齢者などを対象とする犯罪被害が全国的に増加しています。こうした中、防犯知識の周知徹底や悪質商法などの消費者被害防止に向けた情報提供や地域における防犯活動などに取り組む必要があります。

【施策展開の方向】

ア　防災、緊急対策の推進

障がいのある人や高齢者など、災害時などに特に援助が必要な人を的確に把握するとともに、その対策を明確にし、安全な避難ができるよう災害時要援護者の地域における支援体制の充実を関係機関、団体等と連携を図りながら推進します。

イ　自主防災組織の育成

行政区、町内会などを核とした自主防災組織の設置、促進に努め、防災訓練や緊急時の対応に備えます。

ウ　共生による地域の体制づくり

障がいのある人、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことができる共生型の地域づくりを支援するとともに、各種サービスを安心して利用できるよう安全確保を図りながら、障がいのある人が必要な支援を受けられる地域の体制づくりに努めます。

エ　防犯の普及

障がいのため判断能力の不十分な人などが、犯罪に遭わないよう、関係機関や団体と連携を図り、防犯などに関する知識の普及、啓発に努めます。

第４章　目標数値

障がいのある人の自立を支援するため、地域生活移行や就労支援といった課題に計画的に対応するため、令和８年度の目標数値を次のとおり設定します。

この計画の目標数値については、国が示す基本方針に基づき、北海道及び各市町村が地域の実情やこれまでの実績を踏まえて目標を設定します。

また、令和９年度から令和11年度までの目標数値については、３年後の中間見直しの際に改めて設定します。

１　福祉施設入所者の地域生活への移行

（１）国の基本方針

令和４年度末時点の福祉施設入所者数の６％以上の者を令和８年度までに地域生活に移行させるとともに、令和４年度末時点における福祉施設入所者数から５％以上削減することを基本とします。

（２）北海道の目標値設定

国の方針に基づき、地域生活移行者数は令和５年度末時点の福祉施設入所者数の2.5%、福祉施設入所者の減少見込数は、令和５年度末時点から3.7%以上削減することを目標値とします。

（３）町の目標値設定

項　　目	数　値 （割合）	備　　考
入所者数（人）	10人	令和８年度末の施設入所者数
目標年度（令和８年度）の地域生活移行者数	１人 （10%）	目標数値を６％以上削減することを基本として、地域の実情を踏まえて設定します。
目標年度（令和８年度）施設入所者の減少見込数	１人 （10%）	目標数値を５％以上削減することを基本として、地域の実情を踏まえて設定します。

２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（１）国の基本方針

精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数325.3日以上とするほか、入院後の退院率を３か月時点68.9%以上、６か月時点84.5%以上、１年時点91%以上を基本とします。

（２）北海道の目標値の設定

入院後３か月時点、６か月時点と１年時点の退院率及び精神科病床における長期入院患者数について、国の基本指針に基づき設定します。

（３）町の目標値の設定

項　目	数　値	備　考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	１回以上	退院後の地域での平均生活日数や退院率等の国・道が管轄する方向性に従い、圏域、近隣市町と連携しながら、保健・医療・福祉関係者による協議の場を開催します。

３　地域生活支援拠点等の充実

（１）国の基本方針

各市町村において整備するとともに、コーディネーター及び担当者の配置、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

（２）北海道の目標値の設定

すべての市町村に整備することを目指します。

（３）町の目標値の設定

項　目	数　値	備　考
地域生活支援拠点等の整備	１か所	町では、自立支援協議会において関係機関と協議を行い、令和５年10月５日付けで整備しました。今後は、コーディネート事業として町内相談事業所に委託し支援体制の強化を図ります。

４　福祉施設から一般就労への移行

（１）国の基本方針

令和３年度の実績に対し1.28倍以上、就労移行支援事業1.31倍以上、就労継続支援A型事業概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業概ね1.28倍以上とします。

就労定着支援事業の就労定着率は、７割以上の事業所を全体の２割５分以上を基本とします。

（２）北海道の目標値の設定

国の方針に基づき、一般就労への移行者数は、令和３年度実績（1,043人）の1.28倍の1,335人を目標値とします。

（３）町の目標値の設定

ア　福祉施設から一般就労へ移行目標

項　目	数　値	目標値設定に関する考え方
福祉施設から一般就労移行者数	１人	令和３年度の移行実績の1.28倍以上を目標としますが、地域の実情を踏まえて設定します。

イ　就労定着支援事業の利用者数

項　目	数　値	備　考
就労定着支援事業所利用者数	１人	令和８年度末の就労定着支援事業所利用者数が、令和３年度利用者数から1.41倍以上とすることを基本として、地域の実情を踏まえて設定します。

５　障がい児支援の提供体制の整備

（１）国の基本方針

令和８年度末までに、各市町村又は各圏域１か所以上の児童発達支援センターの設置を基本とします。地域の実情により未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となり、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域に整備することを基本とします。

（２）北海道の目標値の設定

児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを21の障がい保健福祉圏域に１か所以上整備します。

（３）町の目標値の設定

項　目	数　値	備　考
児童発達支援センターの設置	１か所	引き続き、近隣市町と連携しながら、砂川市子ども通園センターを設置・運営していきます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービスの確保	１か所	

６　医療的ケア児等の支援

（１）国の基本方針

令和８年度末までに、各都道府県において医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置するとともに、各都道府県、各圏域、各市町村において、関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

（２）北海道の目標値の設定

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場について、21の障がい保健福祉圏域及び各市町村に設置することを基本とします。

（３）町の目標値の設定

項　目	数　値	備　考
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	１か所	国・道の方向性に従い、圏域、近隣市町と連携しながら、地域の実情を把握し、地域の実情を踏まえ設置に向けて取組みます。医療的コーディネーターは、町内の相談事業所と協議し設置の整備を図ります。

７　相談支援体制の充実・強化

（１）国の基本方針

令和８年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。

（２）北海道の目標値の設定

地域における総合相談や専門相談の役割を担う基幹相談支援センターについては、すべての市町村に設置することを目標とします。また、設置・運営等について、市町村へ支援を行うとともに、地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成します。

（３）町の目標値の設定

項　目	数　値	備　考
基幹相談支援センターの設置・機能強化	１か所	国・道の方向性に従い、既に町に設置済みの基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図るよう支援します。

８　障害福祉サービス等の質の向上

（１）国の基本方針

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築することを基本とします。

（２）北海道の目標値の設定

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体と共有する体制を継続します。

（３）町の目標値の設定

項　目	数　値	備　考
北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加	１人	障害福祉サービス等に係る研修に担当職員が参加し、障害福祉サービスの理解を深めます。

第５章　サービス量の見込みとその方策

１　サービスの体系

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で分かれ、障がい者への総合的な支援を実施しています。

「自立支援給付」は、介護支援のための「介護給付」や、自立訓練や就労移行支援のための「訓練等給付」などの「障害福祉サービス」と「相談支援」があります。

障害福祉サービスは「訪問系」「日中活動系」「居住系」に分けられ、必要に応じて選択し、組み合わせて利用する仕組みです。「地域生活支援事業」は、地域の実情に合わせて実施するサービスです。

また、平成30年度からは児童福祉法改正による障がい児の福祉サービスも盛り込むこととされました。

【自立支援給付】

	区分	介護給付	訓練等給付
障害福祉サービス	訪問系	・居宅介護（ホームヘルプ） ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・重度障害者等包括支援	
	日中活動系	・療養介護 ・生活介護 ・短期入所	・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援（Ａ型・Ｂ型） ・就労定着支援
	居住系	・施設入所支援	・共同生活援助（グループホーム） ・自立生活援助
相談支援		・計画相談支援　・地域移行支援　・地域定着支援	

【地域生活支援事業】

・理解促進研修・啓発事業	・手話奉仕員養成研修事業
・自発的活動支援事業	・移動支援事業
・相談支援事業	・地域活動支援センター事業
・成年後見制度利用支援事業	・訪問入浴サービス事業
・成年後見制度法人後見支援事業	・生活サポート事業
・意思疎通支援事業	・日中一時支援事業
・日常生活用具給付事業	・自動車改造費給付事業

【障がい児支援】	
・児童発達支援	・医療型児童発達支援
・放課後等デイサービス	・保育所等訪問支援
・居宅訪問型児童発達支援	・障がい児相談支援

2　訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

（1）サービスの種類・内容

サービス名	種　類	内　容
①居宅介護 （ホームヘルプ）	介　護 給　付	居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事などの援助を行います。
②重度訪問介護	介　護 給　付	重度の肢体不自由のある人または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上、著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
③行動援護	介　護 給　付	自己判断能力が制限されている人が行動する時に危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
④同行援護	介　護 給　付	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	介　護 給　付	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

（2）サービス全体の見込み量

（年度）

区　分	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11
利用時間数 （時間/月）	110	110	110	120	120	130	130
利用者数 （人）	10	10	10	11	11	12	12

（3）確保のための方策

地域または在宅で生活するにあたり、訪問系サービスの利用希望は多いことから、利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行い、利用者のニーズに即した適正な支給決定ができるようサービス量を確保するとともに、町内及び近隣事業所との連携を図りながら、サービス提供体制の確保に努めます。

３　日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設などで昼間の活動を支援するサービスです。

（１）サービスの種類・内容

サービス名	種　類	内　容
①生活介護	介　護 給　付	常に介護等の支援が必要な人に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。
②自立訓練（機能訓練）	訓練等 給　付	地域生活を営む上で、一定の支援が必要な身体障がい者や難病患者等の対象者に対し、身体能力・生活能力の維持・向上等のための歩行訓練、家事等の訓練や生活に関する相談及び助言を行います。
③自立訓練（生活訓練）	訓練等 給　付	地域生活を営む上で、一定の支援が必要な知的障がい者及び精神障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や生活に関する相談及び助言を行います。
④就労移行支援	訓練等 給　付	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑤就労継続支援Ａ型 （雇用型）	訓練等 給　付	一般企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
⑥就労継続支援Ｂ型 （非雇用型）	訓練等 給　付	一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
⑦就労定着支援	訓練等 給　付	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業、自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
⑧療養介護	介　護 給　付	病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ等のコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。
⑨短期入所 （ショートステイ）	介　護 給　付	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

（２）サービス全体の見込み量　　（年度）

サービス名	Ｒ５		Ｒ６		Ｒ７		Ｒ８		Ｒ９		Ｒ10		Ｒ11	
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
①生活介護	23	506	24	528	24	528	25	550	25	550	26	572	26	572
②自立訓練（機能訓練）	0	0	1	22	1	22	1	22	1	22	2	44	2	44
③自立訓練（生活訓練）	0	0	1	22	1	22	1	22	2	44	2	44	2	44
④就労移行支援	1	22	1	22	1	22	1	22	2	44	2	44	2	44
⑤就労継続支援Ａ型	9	198	10	220	10	220	11	242	11	242	12	264	12	264
⑥就労継続支援Ｂ型	27	594	28	616	28	616	29	638	29	638	30	660	30	660
⑦就労定着支援	0	0	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22
⑧療養介護	8	176	8	176	8	176	9	198	1	198	10	220	10	220
⑨短期入所	3	30	4	40	4	40	4	40	5	50	5	50	5	50

（３）確保のための方策

地域において身近な場所での利用が可能となるよう、町内および近隣事業所との連携を図りながら、利用者の多様なニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

就労支援については、必要な訓練の提供を受けるため、町内のサービス提供事業者のほか、関係機関と連携を図りながら身近な地域での一般就労への移行・定着を支援します。

4　居住系サービス

居住系サービスは、住まいの場を提供するサービスです。

（1）サービスの種類・内容

サービス名	種　類	内　容
①自立生活援助	訓練等給　付	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
②共同生活援助（グループホーム）	訓練等給　付	主として夜間、共同生活を営むべき住居において、相談や日常生活上の援助を行います。
③施設入所支援	介　護給　付	施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。

（2）サービス全体の見込み量

（年度）

サービス名	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11
	人	人	人	人	人	人	人
①自立生活援助	0	1	1	1	1	1	1
②共同生活援助	36	37	37	38	38	39	39
③施設入所支援	10	10	10	10	11	11	11

（3）確保のための方策

地域生活への移行の観点から、町内外のグループホーム利用を促進するとともに、今後も町内及び近隣事業所との連携を図り、安心して生活ができるための必要量の確保に努めます。

5　計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス等利用計画の作成、施設・精神科病院からの地域生活移行や障がいの特性による緊急事態に関する相談等を行うサービスです。

（1）サービスの種類・内容

サービス名	内　容
①計画相談支援	障がい者の心身の状況に応じたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。
②地域移行支援	障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

③地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障がい者に対し、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談や支援を行います。

（２）サービス全体の見込み量　　（年度）

サービス名	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	R10	R11
	人	人	人	人	人	人	人
①計画相談支援	82	83	84	85	86	87	88
②地域移行支援	0	1	1	1	1	1	1
③地域定着支援	0	1	1	1	1	1	1

（３）確保のための方策

障がいの特性や個々のニーズに配慮した、よりきめ細やかな連絡、調整、相談が適切に行われるように、相談支援事業者及び関係機関などと連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

６　障がい児支援

障がいを持つ児童には、児童福祉法に基づく通所支援及び相談支援サービスがあります。

（１）サービスの種類・内容

サービス名	内　容
①児童発達支援	療育を行う必要がある未就学児に対し、日常生活における基本動作や知識技能、集団生活への適応訓練などを行います。
②医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な障がい児に対し、支援や治療を行います。
③放課後等デイサービス	就学している児童で授業終了後や休日に支援が必要な障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会交流の促進など必要な支援を行います。
④保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、小学校などに通う障がい児に対し、通い先に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
⑥相談支援	障がい児やその保護者の状況に応じた通所支援利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した利用計画の作成等を行います。また、利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して利用計画の見直しを行います。

（２）サービス全体の見込み量　　（年度）

サービス名	Ｒ５		Ｒ６		Ｒ７		Ｒ８		Ｒ９		R10		R11	
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
①児童発達支援	16	96	17	102	17	102	18	108	18	108	19	114	19	114
②医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③放課後等デイサービス	32	640	33	660	33	660	34	680	34	680	35	700	35	700
④保育所等訪問支援	0		1		1		1		2		2		2	
⑤居宅訪問型児童発達支援	0		1		1		1		1		1		1	
⑥相談支援	48		50		50		52		52		54		54	

（３）確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスに対する需要が今後も増加していくことが見込まれるため、サービス事業者、教育、保育等の関係機関とも連携を図り体制の構築に努めます。

特に町内に事業所がない児童発達支援の提供については、本町を含む広域で運営している児童発達支援センターを引き続き活用し、サービスの確保に努めます。

７　発達障がい者等に対する支援

発達障がいの特性を理解し、適切な対応ができるようペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援、ペアレントメンターの養成、ピアサポート活動への参加促進など、発達障がい者及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

※ペアレントトレーニングとは

子どもの行動変容を目的として、保護者がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得していくこと。

※ペアレントプログラムとは

保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスを改善し、お子さんの適切な行動を促進していくプログラム。

※ペアレントメンターとは

発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者。

※ピアサポートとは

同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が体験を語り合い、回復を目指す取り組みのこと。

（1）事業名及び見込み量　　（年度）

事業名	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11
①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人）	0	1	1	1	1	1	1
②ペアレントメンターの人数（人）	0	1	1	1	1	1	1
③ピアサポートの活動への参加人数（人）	0	1	1	1	1	1	1

（2）確保のための方策

各種研修や講習等の案内や、ピアサポート活動の情報提供を行います。

ペアレントメンターについては道や近隣自治体と連携を図り、広域での確保に努めます。

8　地域生活支援事業

障がいのある人がその有する能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、意思疎通支援、日常生活用具給付事業、移動支援、地域活動支援センターなどの事業を実施します。

（1）相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じるとともに、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な支援を行います。

ア　事業内容

事業名	内　容
①相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）や、日常生活全般の相談、権利の擁護のための援助を行います。
②成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的及び精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

イ　事業量の見込み　（年度）

事業名	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11
①相談支援事業（箇所）	1	1	1	1	2	2	2
②成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

ウ　確保のための方策

利用者に対し、制度の周知を行うとともに、相談支援事業者及び関係機関などと連携を図り、障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

（２）意思疎通支援事業

ア　事業内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等を派遣するサービスです。

イ　事業量の見込み　（年度）

単　位	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11
利用者数（人）	0	1	1	1	1	1	1

ウ　確保のための方策

社団法人北海道ろうあ連盟に委託し、より質の高いサービスが提供できるよう事業の推進を図ります。

（３）日常生活用具給付事業

ア　事業内容

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活の支援を行います。

事業名	内　容
①介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす等
②自立支援生活用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等日常生活を支援する用具
③在宅療育等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等、在宅療養等を支援する用具
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、情報収集や情報伝達、意思疎通等を支援する用具
⑤排せつ管理支援用具	ストーマ装具等、排泄管理を支援する用具および衛生用品
⑥居宅生活動作補助用具	居住生活動作等を円滑にする住宅改修

イ　事業量の見込み　　（年度）

サービス名	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
①介護・訓練支援用具	0	2	2	2	2	2	2
②自立支援生活用具	0	1	1	1	1	1	1
③在宅療育等支援用具	0	1	1	1	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	0	1	1	1	1	1	1
⑤排せつ管理支援用具	340	350	360	370	380	390	400
⑥居宅生活動作補助用具	0	1	1	1	1	1	1

ウ　確保のための方策

障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら財源の確保に努めます。

（４）移動支援事業

ア　事業内容

地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行います。

イ　事業量の見込み　　（年度）

単　　位	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11
実利用者数（人）	1	1	2	2	3	3	3
延べ利用時間数（時間）	100	100	200	200	300	300	300

ウ　確保のための方策

事業所の確保に努め、安定的な事業の供給を図ります。

（５）地域活動支援センター事業

ア　事業内容

利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流活動等を行います。

イ　事業量の見込み　　（年度）

実施箇所	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11
	人	人	人	人	人	人	人
新十津川町	7	7	8	8	8	9	9
他市町村	2	2	3	3	3	4	4

ウ　確保のための方策

現在の体制を維持するとともに、当該事業の円滑な事業運営を図るために財源確保に努めます。

（６）日中一時支援事業

ア　事業内容

障がいのある人の日中における活動の場の確保と介護者の一時的な休息を確保するために、一時的な見守り等の支援が必要と町が認めた障がい者等に対し、サービス提供事業所や障がい者支援施設等において、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

イ　事業量の見込み　　（年度）

単　　位	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11
実施箇所数（箇所）	1	1	1	2	2	2	2
実利用者数（人）	2	2	2	3	3	3	3

ウ　確保のための方策

事業所の確保に努め、安定的な事業の供給を図ります。

（７）訪問入浴サービス事業

ア　事業内容

居宅において常に寝たきりの状態であり、入浴が困難な65歳未満の身体障がい者に対し、車載の入浴設備を用いて訪問し、入浴の支援を行います。

イ　事業量の見込み　　（年度）

単　　位	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1	1
実利用者数（人）	0	1	1	1	1	1	1

ウ　確保のための方策

事業所の確保に努め、安定的な事業の供給を図ります。

（８）自動車改造費給付事業

ア　事業内容

身体障がい者が就労等の目的により、自らが所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を支給する支援を行います。

イ　事業量の見込み　（年度）

単　　位	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	R10	R11
利用者数（人）	0	1	1	1	1	1	1

ウ　確保のための方策

制度の周知を行うとともに、身体障がい者の社会復帰の促進を図るために財源の確保に努めます。

第６章　計画の推進管理

１　推進体制

本計画を推進していくためには、現在構築されている関係機関との情報共有、連絡調整はもとより、官民一体となった取組が必要不可欠です。

目標数値やサービス量確保などの各施策の実現に向け、障がいのある人、障がいのある児童及びその家族の生活を支援するために更なる連携強化を図ります。

２　協議会・総合相談窓口の推進

本計画の着実な推進に向け、福祉、保健、医療の分野はもとより、教育、就労、民間等の広範囲に及ぶ連携が必要です。

そのため、障がいに携わる関係者等で組織する障がい者自立支援協議会において、計画の推進及び生活全般に係る諸問題の解決への検討の場を設けます。

また、生活全般に係る諸問題の相談の場として、町内にある基幹相談支援センターを相談の中核機関とし、障がいのある人やその家族が安心して暮らすことができる体制を強化するとともに、日常の諸問題の集約及び把握を行い、上記協議会と連動し、障がい者の福祉施策に反映できる体制づくりを構築し、計画を推進します。

３　北海道等関係機関との連携強化

障がい福祉の施策を進めていく上で、町単独では実施することが難しい専門的、技術的な部分や、空知管内圏域など広域的に取り組んでいる施策もあることから、北海道、近隣市町などの関係機関と緊密に連携を取り調整を行いながら、計画を推進します。

４　計画の進行管理

本計画の推進のため、必要なサービスが的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行について、協議会等で点検、評価等を行い、効果的な推進を図ります。また、必要に応じ本計画の変更等の措置を行うものとします。

しんとつかわ障がい福祉プラン
第１期（令和６年度～令和11年度）

令和６年３月

発　行　新十津川町
編　集　新十津川町保健福祉課
〒073-1103　樺戸郡新十津川町字中央301番地１
TEL　0125-72-2035　　FAX　0125-76-2785
E－mail：hokenfukushika@town.shintotsukawa.lg.jp